

地域バイオマス利活用交付金(拡充)

【11,164(11,129)百万円】

対策のポイント

- バイオマスタウンの構築を加速化させるため、本交付金のソフト支援とハード支援を再編・拡充します。
- 農林漁業者等とバイオ燃料製造業者の連携を強化する等、バイオマス利活用推進のための取組を支援します。

- ・ これまでの地域バイオマス利活用交付金のソフト支援とハード支援を再編・拡充し、バイオマスタウンの構築に向けた地域の主体的な取組を支援します。
- ・ また、農林漁業バイオ燃料法の制定を受け、バイオマス原料供給者である農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が連携して行うバイオ燃料製造の取組を強化します。

○ 平成22年度までにバイオマスタウンを300地区構築

<内容>

(1) ソフト支援

- ① バイオマスタウン構想支援事業
 - ・ 市町村が策定するバイオマスタウン構想策定の取組を支援。
- ② プラットフォームづくり支援事業(拡充)
 - ・ バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築支援
 - ・ バイオ燃料の品質分析等への取組を支援。
 - ・ 農林漁業者等とバイオ燃料製造業者による生産製造連携計画の作成等を支援。
 - ・ バイオマス利活用の高度化検討への支援。

(2) ハード支援

- ① 市町村等が行うバイオマス利活用施設の整備を支援。(地域住民参加型)(再編拡充)
- ② 民間事業者等が行うバイオマス利活用施設の整備を支援。(民間活力導入型)(再編拡充)
- ③ 既存のバイオマス施設の事業成果を拡大させるための拡充整備を支援。(事業成果拡大)(拡充)
- ④ 家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要なたい肥化施設等の共同利用施設等を整備。

<事業実施主体>

(1) ソフト支援

市町村等

(2) ハード支援

市町村、公社、PFI事業者、第3セクター、消費生活協同組合、農林漁業者の組織する団体、民間事業者等

<交付率> 定額(1/2以内等、ただし(1)②バイオマス利活用の高度化検討への支援については定額。)

【担当課：大臣官房環境バイオマス政策課 03-3502-8466(直)】

地域バイオマス利活用交付金（拡充）

- バイオマスタウンの構築を加速化させるため、本交付金のソフト支援とハード支援を再編・拡充
- 農林漁業者等とバイオ燃料製造業者の連携を強化する等、バイオマス利活用推進のための取組を支援

バイオマス利活用を巡る現状と課題

現状

- バイオマス・ニッポン総合戦略に基づいて以下の点を推進中。
 - ・ 国産バイオ燃料の生産拡大
 - ・ バイオマスタウン構築の加速化
- これまでバイオマスタウン構想を公表した市町村は159（H20.11現在）
- バイオマス原料供給者である農林漁業者等とバイオ燃料製造業者の連携強化等を目的とした農林漁業バイオ燃料法が施行。

課題

- 目標の300市町村に向けてバイオマスタウン構想の加速化が必要。
- 農林漁業バイオ燃料法で取り組む農林漁業者等とバイオ燃料製造業者の連携強化等の取組みの推進が必要。

バイオマス利活用推進のための取組支援

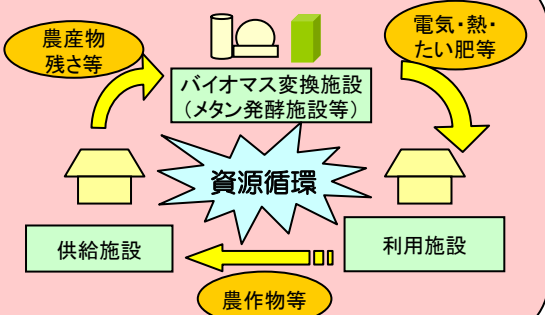
～H20年度

ソフト支援事業のイメージ

市町村が策定するバイオマスタウン構想策定の取組を支援

バイオマス利活用に関する情報提供や普及・啓発に対する取組を支援

ハード支援事業のイメージ



H21年度～

- バイオマスの利活用を更に推進するため以下の取組内容の拡充等を実施

①ソフト支援

従来の支援に加え、拡充ポイントは以下のとおり

○プラットフォームづくり支援事業

- ・ 農林漁業者等とバイオ燃料製造業者による生産製造連携事業計画の作成等への支援
- ・ バイオマス高度化検討への支援 等

②ハード支援

再編・拡充ポイントは以下のとおり

- バイオマス事業を行う民間事業者と市町村等を中心としたバイオマス事業関係者の連携強化を図るため、事業実施主体の違いによる事業区分を導入
- 農林漁業バイオ燃料法に基づく生産製造連携事業計画を受けた事業を優先的に採択
- 既設のバイオマス施設の事業成果を拡大させるための拡充整備を支援

H22年度までにバイオマスタウンを300地区構築

【目標】
平成22年までに
300市町村

【現在】
平成20年11月現在
159市町村



「バイオマス・ニッポン総合戦略」の強力な推進